

農地法第3条許可申請書記入マニュアル

ご注意

- このマニュアルは、農地法第3条の個人の一般的な所有権移転許可申請をしようとする方向けに、記入方法を例示したものです。
- 申請内容によって、記載内容が例のとおりでは不都合な場合があります。
- 申請人(法人等)や内容などによって、添付必要書類が変わる場合があります。
- 各種様式につきましては山口県農業振興課のホームページから入手できます。
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17300/noutiseido/sinseisyo.html>

ご不明な点がありましたら下記、農業委員会事務局までお問合せください。

○美祢市農業委員会事務局

電話:0837-52-5241

FAX:0837-52-0387

E-mail:nougyou@city.mine.lg.jp

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、
農業をやってみたい方、または、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を買ったり借りたりする場合には農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

また、農地を相続した場合でも、該当農地の所在する農業委員会等への届出（農地法第3条の3第1項）が必要です。

農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定もあります。
詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

○農地法の売買、贈与、貸借等の許可ポイント

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

1. 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（第1号：すべて効率利用要件）
2. 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（第2号：農業生産法人要件）
※農業生産法人とは、農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。
3. 申請者又は世帯員等が農作業におおむね150日以上従事すること（第4号：農作業常時従事要件）
4. 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（第5号：下限面積要件）
5. 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（第7号：地域との調和要件）

○下限面積

下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。

美祢市農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下 限 面 積
美祢市全域	10アール（1,000㎡）

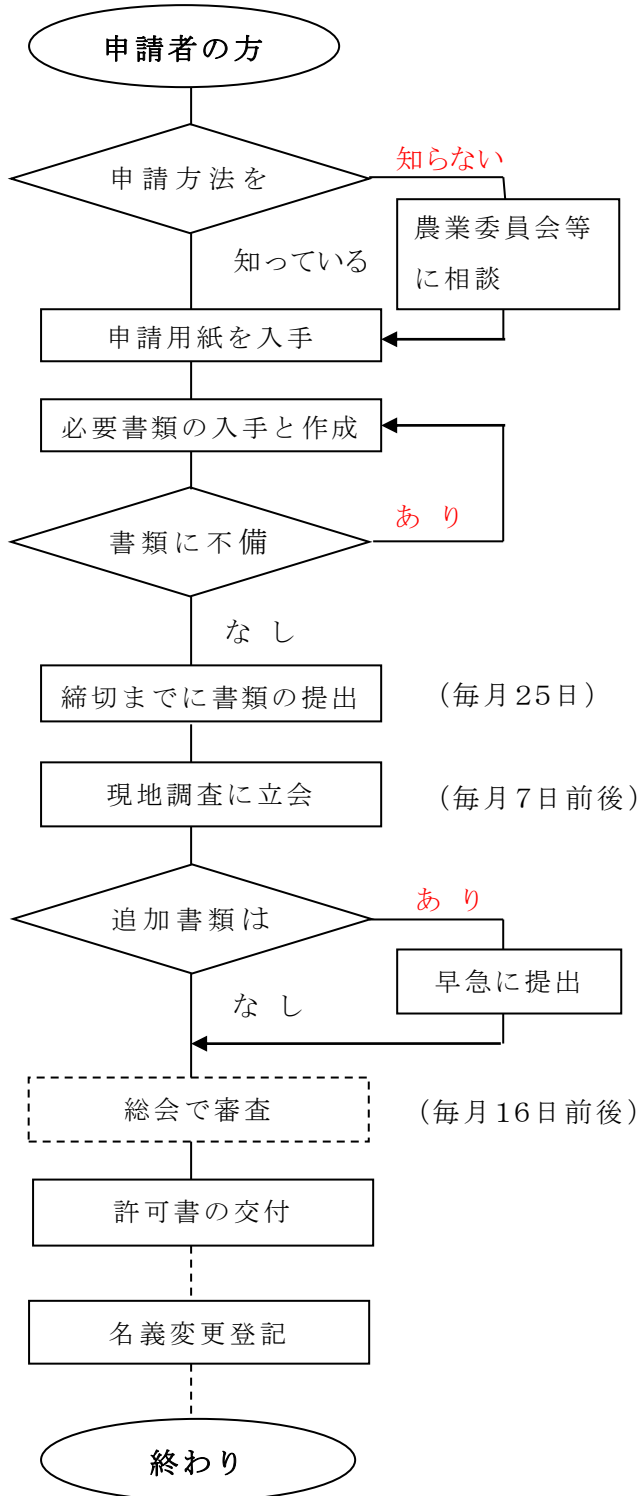
※下限面積については、毎年農業委員会総会で検討されます。

○農地法第3条許可事務の流れ

美祢市農業委員会では、申請書の締切日(毎月25日)から許可書の交付までの事務の標準処理期間を21日と定め、迅速な許可事務に努めております。

申請書を受付時に「農地法第3条許可申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますのでこちらで具体的な許可書の交付までの流れをご確認ください。

申請者の方の許可申請から許可書交付までの流れは以下のとおりです。



※農業委員会事務局で申請用紙等入手するか、山口県農業振興課のホームページから入手できます。

※必要書類一覧表や記入例により書類を作成していただきます。
記入漏れや書類の不備があると許可までに時間がかかったり、不許可になる可能性がありますので余裕をもって提出してください。

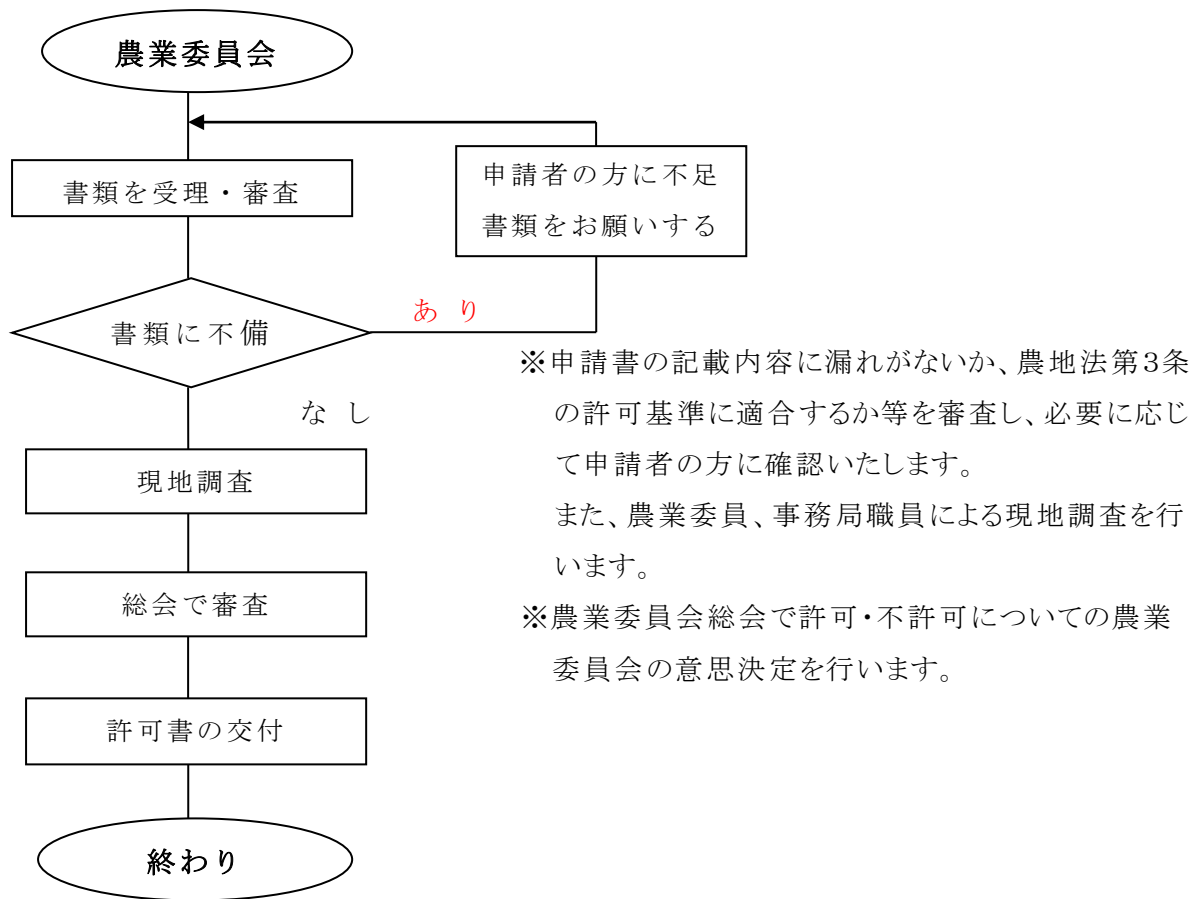
※現地を案内していただきます。

※農地法第3条許可基準に適合するかを審査。

※お手数ですが、農業委員会事務局までお越しく下さい。

その際にご印鑑(認印可)と証明手数料200円必要になります。

参考(農業委員会の流れ)



お知らせ

- 申請書の締切日は、毎月25日です
(25日が閉庁日の場合は前開庁日になります。)
- 現地調査日は毎月7日前後です。詳しい時間は後日農業委員会事務局からお電話でお知らせします。
- 申請内容を審査する総会の開催日は、毎月16日前後です。
- 許可証のお渡しは総会開催日から、2～3日です。(閉庁日を除く)
書類の準備ができましたら電話でお知らせしますので、証明料200円と来られる方のご印鑑(認印可)をご持参のうえお受取ください。
(不許可の場合には、別途理由を付して通知します)